

# ポイント解説 ◆ 法改正情報

第2回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士  
加藤光大



## ☑ 労災保険法 特別加入 (則46条の17、令6.4.26基発0426第2号)

法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

i ~ xi 略

xii 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者 (以下「特定受託事業者」という。) が同条第5項に規定する業務委託事業者 (以下単に「業務委託事業者」という。) から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業 (以下「特定受託事業」という。) 又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

特別加入の対象となる一人親方等が従事する事業として、**特定受託事業者**が業務委託事業者から業務委託を受けて行う事業 (**特定受託事業**) 又は**特定受託事業者**が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う**特定受託事業と同種の事業**であつて、「他の一人親方等の事業」及び「**特定作業従事者に係る作業**」を除いたもの (**特定フリーランス事業**) といいます) を追加しました。

これにより、次のいずれかに該当する者が特別加入することができることになりました。

- ① 労働者以外の者であつて、**特定フリーランス事業**を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- ② 労働者以外の者で、①が行う事業に常態として従事する者

**ポイント** 「他の一人親方等の事業」や「**特定作業従事者に係る作業**」は、**特定フリーランス事業**とはなりません。

特定受託事業者

業務委託の相手方である事業者であつて、「個人であつて、従業員を使用しないもの」又は「法人であつて、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」のいずれかに該当するものをいいます。